

議事要旨(5) 金融商品専門委員会における検討状況について

冒頭、加藤常勤委員（専門委員長）及び二宮専門研究員から、審議事項(5) - 1～4に基づき、平成 22 年 3 月末に適用期限を迎える実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」について、保有目的区分変更年度後の注記も含めて適用期限を延長しないとの事務局案が説明された。

説明の後、委員からの主な発言等は、以下のようなものであった。

- ・ 実務対応報告第 26 号は延長すべきである。導入当時も恒久的とすべきと主張した。超長期の債券を保有する期間で、今後、金融危機が再発する可能性は否定できないため、ニーズは依然として存在する。また、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」における同様の取扱いも時限措置とされていない。本年 11 月に公表された IFRS 第 9 号「金融商品」では、事業モデルの変更に基づく区分の振替が行われるが、このような考え方の検討とセットで保有目的区分変更の取扱いを見直せばよい。
- ・ 延長すべきである。我が国の取扱いは実務対応報告第 26 号の導入で米国会計基準に近いものとなったが、当の米国会計基準は見直しの最中である。当面維持し、今後予定される金融商品会計基準の見直しの中で対応すればよい。
- ・ 国際財務報告基準においても、IFRS 第 9 号が適用されるまで、現行の IAS 第 39 号が適用されていく。コンバージェンスの観点からは、IAS 第 39 号と同様の取扱いを維持することも 1 つの考え方である。
- ・ 延長する必要はない。適用例が少なく必要性がないと考える。延長するのであれば、会計基準を修正すべき内容である。また、実際の適用例も影響が限定的であり、注記を継続しなくても問題はない。
- ・ 延長しないことに賛成する。昨年の金融危機対応時は苦渋の決断として実務対応報告第 26 号公表に賛成した。しかし、昨年のような異常な事態は終わっていると考えている。延長しない方向での意見募集の結果を踏まえて今後最終決断をすればよい。
- ・ 延長しないことに賛成する。実務対応報告第 26 号は適用期限を設けている。特段の事情があれば別だが、本来は適用期限で終了ということである。
- ・ 一定の注記を維持すべきである。実務対応報告第 26 号は、恣意性や利益操作の可能性を考慮して注記事項の手当をし、保有目的区分変更年度後も注記の継続を求めている。適用例が少ないという理由で適用期限到来に伴い注記も不要となれば、それを手当した意味を問われかねない。

最後に、西川委員長より、延長する、しないのいずれであっても、いずれか一方で意見募集は行いたい旨の説明があった。

以 上